

諮問番号 令和3年度諮問第3号（令和4年1月26日諮問）
審査庁 香芝市長（処分庁 香芝市長）
事件名 固定資産税賦課決定審査請求事件

答 申 書

審査請求人X及びYからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

審査会の結論

本件審査請求のうち、香芝市長が、審査請求人らに対し、香芝市Aに所在する家屋（家屋番号 ○○○○○○○○○）について、

- 1 令和2年4月30日付け（通知番号○○○○○○○○）でした平成27年度分から令和元年度分の各固定資産税賦課決定及び令和2年4月10日付け（通知番号○○○○○○○○）でした令和2年度分の固定資産税賦課決定に係る部分は却下し、
- 2 令和3年4月9日付け（通知番号○○○○○○○○）でした令和3年度分の固定資産税賦課決定に係る部分は棄却すべきである。

理 由

第1 請求の趣旨

香芝市長が、審査請求人らに対し、香芝市Aに所在する家屋（家屋番号 ○○○○○○○○○）について、令和2年4月30日付け（通知番号○○○○○○○○）でした平成27年度分から令和元年度分の各固定資産税賦課決定、令和2年4月10日付け（通知番号○○○○○○○○）でした令和2年度分の固定資産税賦課決定及び令和3年4月9日付け（通知番号○○○○○○○○）でした令和3年度分の固定資産税賦課決定を取り消す。

第2 事案の概要

1 経緯

本件は、香芝市長（以下「市長」という。）が、審査請求人らに対し、同人らの共有する香芝市Aに所在する家屋（家屋番号 ○○○○○○○○○）（以下「本件家屋」という。）について、平成27年度分から令和3年度分までの各年度分に係る固定資産税の賦課決定（以下「本件各賦課決定」

という。)をしたところ、審査請求人らが、本件家屋は地方税法が固定資産税を課することができない固定資産として定めるものであるとして、行政不服審査法に基づき、本件各賦課決定の取消しを求めるもの(以下「本件審査請求」という。)である。

2 前提事実等

(1) 本件審査請求

審査請求人らは、令和3年7月2日付けで本件審査請求をした。

(2) 行政不服審査法

行政不服審査法第18条は

第1項で「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月(…【省略】…)を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と定め、

第2項で「処分についての審査請求は、処分(…【省略】…)があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と定めている。

(3) 地方税法

地方税法第348条第2項柱書は「固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。」と定め、

第3号で「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第三条に規定する境内建物及び境内地(旧宗教法人令の規定による宗教法人のこれに相当する建物、工作物及び土地を含む。)」と規定している。

(4) 宗教法人法

宗教法人法第3条柱書は「この法律において「境内建物」とは、第1号に掲げるような宗教法人の前条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の建物及び工作物を……【省略】……いう。」と定め、

第1号で「本殿、拝殿、本堂、会堂、僧堂、僧院、信者修行所、社務所、庫裏、教職舎、宗務庁、教務院、教団事務所その他宗教法人の前条に規定する目的のために供される建物及び工作物(附属の建物及び工作物を含む。)」と定めている。

また、同法第2条柱書は「この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。」と規定している。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

- (1) 本件審査請求のうち、平成27年度分から令和元年度分及び令和2年度分の本件各賦課決定に係る部分は、行政不服審査法第18条に定める適法な審査請求期間内にされたかどうか。
- (2) 本件家屋は、令和3年度の本件賦課決定時において、地方税法が固定資産税を課することができない固定資産として定めるものであったかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(1) 争点(1)について

(市長)

ア 審査請求人は、本件各賦課決定のうち平成27年度分から令和2年度分について、当該各決定の通知書の送達を受けたかどうか不明であると主張する。

イ しかしながら、本件各賦課決定のうち令和2年4月30日付けでした平成27年度分から令和元年度分については令和2年5月1日に、また令和2年4月10日付けでした同2年度分については同日、各決定に係る通知書を、普通郵便で、審査請求人らに宛てて発送している。

地方税法第20条第4項は、地方税の賦課決定通知書等の送達につき「通常到達すべきであった時に送達があったものと推定する。」と規定しているところ、奈良県内の住所地への普通郵便送達に必要なと考えられる日数を加味すると、本件各賦課決定のうち、令和2年4月30日付けでした平成27年度分から令和元年度分については遅くとも令和2年5月6日頃に、また令和2年4月10日付けでした同2年度分については遅くとも同年同月15日頃に到達したと推定される。

ウ 上記のとおり、本件各賦課決定のうち令和2年4月30日付けでした平成27年度分から令和元年度分については遅くとも令和2年5月6日頃に、また令和2年4月10日付けでした同2年度分については遅くとも同年同月15日頃に到達したと推定されるところ、本件審査請求は、令和3年7月2日付けでされており、本件審査請求は処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月を経過した日に行われているから不適法である。

(審査請求人)

ア 本件各賦課決定のうち平成27年度分から令和2年度分については、当該各決定の通知書の送達を受けたかどうか不明である。

イ 何の説明も受けることなく賦課決定され、半分課税、半分非課税になっている根拠が明確でなく、その理由も分からなかった。税務課に赴きながら状況確認をしていたが、令和3年6月12日に税務課に赴いたときにその内容を確認することができたので、同年7月2日、本件審査請

求をした。

ウ したがって、本件審査請求のうち、平成27年度分から令和2年度分の本件各賦課決定に係る部分は、それらの決定があったことを知った日である令和3年6月12日の翌日から起算して3ヶ月以内の同年7月2日にしているから適法である。

(2) 争点(2)について

(市長)

ア 本件家屋が、固定資産税を課することができない固定資産として地方税法第348条第2項柱書に定める家屋であるためには、それが宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的として利用されていることが外形的、客観的に確認でき、かつ宗教法人に無償で貸与されていなければならない。

イ 本件建物については、平成30年6月15日付けで表題登記がされたことにより、令和元年10月23日に現地調査を実施し、令和2年3月10日に家屋課税台帳に登録した。

ウ 上記現地調査では、本件家屋が宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的として利用されていることについて外形的、客観的に確認できず、また当該現地調査日から令和3年度賦課期日時点においても、その事実を疎明する資料等も確認できず、さらに本件家屋が宗教法人に無償で貸与されていることを確認できる資料等も審査請求人らから提供されなかった。

(審査請求人)

審査請求人らは本件家屋を、宗教法人〇〇〇〇に対し、当該宗教法人の宗教施設として無償で貸与している。

第4 当審査会の判断

1 本件審査請求のうち平成27年度分から令和2年度分の本件各賦課決定に係る部分は、行政不服審査法第18条に定める適法な審査請求期間内にされたかどうか。

(1) 審査請求人らが、平成27年度分から令和元年度分及び令和2年度分の本件各賦課決定があったことを知った日について

審査請求人らは、本件各賦課決定のうち平成27年度分から令和元年度分及び令和2年度分について、当該各決定の通知書の送達を受けたかどうか不明であり、これらの決定があったことを知ったのは香芝市の税務課に赴きその内容を確認することができた令和3年6月12日であると主張する。

この点、総務部財務局税務課職員が、令和2年4月30日に起案し、同

日、総務部長が専決決裁した「固定資産税(土地・家屋)の非課税及び賦課決定について」と題する行政文書には、本件各賦課決定のうち平成27年度分から令和元年度分に係る決定をすること及び当該決定の通知書を同年5月1日に審査請求人らに宛てて発送することが記録されており、また総務部財務局税務課職員が令和2年4月10日に起案し、同月17日、総務部長が専決決裁した「令和2年度固定資産税通知書の送付について」と題する行政文書及び同人が作成した令和3年4月9日付けの「料金後納郵便物差出票」と題する行政文書には本件各賦課決定のうち令和2年度分に係る通知書及び課税明細書が審査請求人ら宛てに送付されたことが記録されていることなどに照らせば、市長の主張するとおり、本件各賦課決定のうち、令和2年4月30日付けの平成27年度分から令和元年度分については遅くとも令和2年5月6日頃に、また令和2年4月10日付けの同2年度分については遅くとも同年同月15日頃に審査請求人らの住所に到達し、同人らがこれらの処分があったことを了知しうる状態に置かれたと考えるのが経験則上、自然かつ合理的である。

そうすると、本件審査請求のうち平成27年度分から令和元年度分及び令和2年度分の本件各賦課決定に係る部分は、審査請求人らがこれら決定のあったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過した日にされたものであると言わざるをえない。

- (2) 審査請求人らが本件審査請求をした日(令和3年7月2日)が、平成27年度分から令和元年度分及び令和2年度分の本件各賦課決定があったことを同人らが知った日(各令和2年5月6日頃、同4月15日頃)の翌日から起算して3ヶ月を経過した日であり、かつそれらの決定があった日(各令和2年4月30日及び同10日)の翌日から起算して1年を経過した日であることに行政不服審査法第18条第1項ただし書き及び第2項ただし書きに定める正当な理由があるかどうか。

審査請求人らは、その反論書において、「審査請求に時間が掛かった理由」として、要旨、コロナ禍の中求められている資料を収集するのに時間がかかり思うように動けなかったこと、そして何の説明も受けることなく賦課決定され、半分課税、半分非課税になっている根拠が明確でなく、その理由も分からなかったので税務課に赴きながら状況確認をしていたところ、令和3年6月12日に税務課に赴いたときようやくその内容を確認することができたことを主張する。

しかしながら、平成27年度分から令和元年度分及び令和2年度分の本件各賦課決定がされた日が、たとえいわゆるコロナ禍の中であったとしても香芝市役所がその業務を休停止していたわけではなく、しかも審査請求書は郵送することができたから、コロナ禍の中であったことを正当な理由

として認めることはできない。

また、たとえこれら決定の根拠や理由について、審査請求人らが理解できる説明がなされなかったため、同人らにおいて決定の根拠や理由を理解できなかったとしても、当該決定について理解し、納得できなければその点について市に問い合わせを行うことや速やかに審査請求をすることができたから、決定の根拠や理由が審査請求人らにおいて不明であったことを正当な理由として認めることはできない。

そうすると、審査請求人らの主張する「審査請求に時間が掛かった理由」は行政不服審査法第18条第1項ただし書き及び第2項ただし書きに定める「正当な理由」として採用することはできない。

よって、本件審査請求のうち平成27年度分から令和元年度分及び令和2年度分の本件各賦課決定に係る部分は不適法である。

- 2 本件家屋は、令和3年度の本件賦課決定時において、地方税法が固定資産税を課することができない固定資産として定めるものであったかどうか。
 - (1) まず、固定資産である建物が、地方税法第348条第2項第3号に定める非課税となる境内建物というためには、宗教法人が「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する」ために必要な当該宗教法人に固有の建物」であって、かつ「当該宗教法人が専らその本来の用に供する」ものであることを要する。(地方税法第348条第2項柱書及び同項第3号並びに宗教法人法第2条、第3条柱書及び同条第1号)。
 - (2) そして、地方税法第348条第2項第3号が、信教の自由を保障する観点から、境内建物を例外的に非課税としている趣旨に照らせば、対象建物がこれらの要件を具備しているものとして地方税法上認められるためには、当該建物が、固定資産税の賦課期日現在において、これらの要件を充たしていることが外形的、客観的事実に基づいて認められる場合を除き、例外であることを主張する者つまり当該建物の所有者がこれらの要件を充たしていることを立証しなければならないと解するのが相当である。
 - (3) これを本件について見ると、

まず、本件家屋が、令和3年度の本件賦課決定時において、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するために必要な、宗教法人である〇〇〇〇に固有の建物であって、かつ〇〇〇〇が専らその本来の用に供しているものであることを外形的、客観的事実に基づいて認めることは困難であったとする市長の判断に不合理な点はない。

そして、審査請求人らが審査請求及び市長の主張に対する反論において提出した資料によっても、本件家屋が、令和3年度の本件賦課決定時において「専ら」〇〇〇〇の本来の用、つまり宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する用に供されていたと認めることは困難で

ある。

さらに、当審査会は、審査請求人らに対し、本件家屋が、令和3年度の
本件賦課決定時において「専ら」〇〇〇〇の教義をひろめ、儀式行事を行
い、及び信者を教化育成する用に供されていたことを証明する追加資料の
提出を求めたが、同人らからの提出は無かった。

そうすると、その余について判断するまでもなく、本件家屋が、令和3
年度の本件賦課決定時において、地方税法が固定資産税を課することがで
きない固定資産として定めるものであったと認めることは困難である。

以上のとおりであるから、当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

香芝市行政不服審査会
会長 金谷 重樹
委員 下村 敏博
委員 赤宗 桂一